

IMO 第 10 回人的因子訓練当直小委員会 (HTW 10) の主な審議結果

1. STCW条約の包括的な見直し

(1) 背景

EU加盟国、豪州、カナダ、フィリピン、シンガポール、国際海運会議所 (ICS) 及び国際海事大学連合 (IAMU) が、共同でSTCW条約の包括的な見直し及び改正に関する新たな作業計画を第104回海上安全委員会 (MSC^{※1} 104) に提案しました。当該委員会において当該作業計画が承認され、前回会合 (HTW 9) より、新規議題として議論が開始され、HTW 9において、本条約の包括的な見直しの目的及び原則が合意されました。

※1 海上の安全に関して要件や手続きを検討し、関連する国際条約の採択及び改正等を行う委員会

(2) 審議結果

今次会合では、本条約の包括的な見直し作業を進めるにあたり、下記の分野について、包括的な見直しの主な対象範囲とすることに合意しました。

また、2027年秋の改正案採択を目指し、今後の作業の進め方として、本条約の各規定について精査を行い、見直すべき論点と現状との乖離を特定する作業を進めた上で、具体の改正案の検討を行うことになりました。今後は、次回会合 (HTW 11) までの間に会期間作業部会 (ISWG) を設置し、まずは下記の分野を参考に本条約の規定を精査し、見直すべき論点と現状との乖離を特定するための審議が行われる予定です。

【STCW条約の主な見直し分野】

1. 船舶および船舶運航に関する新技術への対応
2. 電子認証を含む船員の証明書のデジタル化
3. 教育や訓練における新技術の活用
4. シミュレーターの使用を含む、船上、陸上での技術訓練の質の確保
5. 新しい訓練要件の実施における柔軟性と効率性の確保、行政負担の軽減
6. シミュレーションの使用を含む新技術に関する実務経験の要件
7. 性の多様性、ジェンダーを含むいじめとハラスメントへの対応
8. メンタルヘルスへの対応
9. 21世紀におけるデジタルスキル、コミュニケーションスキル
10. STCW条約内における不整合への対処
11. STCW条約内における異なる解釈への対処
12. 用語の一貫性の確保
13. 証明書及び裏書の更新及び再発給における柔軟性
14. STCW条約の実施、STCW「ホワイトリスト」更新の必要性
15. 教訓 (Lessons learned) の考慮
16. 柔軟性の確保
17. 選択的資格証明 (STCW条約附属書第7章関係)
18. 当直体制及び遵守すべき原則 (STCW条約附属書第8章関係)
19. STCW条約と他のIMO規則との整合性

- 20. サイバーセキュリティに対する認識
- 21. STCW 条約の実施および経過規定
- 22. 時代遅れの訓練要件への対処

2. STCW条約に関するIMOモデル訓練コースの見直し

(1) 背景

IMO モデル訓練コースは、IMO が採択・策定した条約等に定められた知識及び技能を身に付けるための訓練プログラムや教材の一例を各国政府、教育機関等に提供することを目的として作成されています。IMO では、刻々と変化する海事業界の状況に応じて、新規モデルコースの作成及び既存モデルコースの見直しが行われています。

(2) 審議結果

今次会合では、過去15年以上更新されていなかった内容を最新化する目的で、以下のモデルコースの改正案について審議され、条約等に定められた能力要件を満たすことができる内容であると検証されました。

- ・ 統合航海システムを含む統合船橋システムの運用 (モデルコース1.32)
- ・ LPGタンカー貨物及びバラストの運用シミュレータ (モデルコース1.35)

3. その他

○ いじめやハラスメントに関するプレゼンテーション

日本代表団の一員である(一財)海技振興センターの部長により、同センターが実施した「船員のいじめやハラスメントに関するアンケートの調査」の結果等に関するプレゼンテーションが実施されました。プレゼンテーションでは、船員のいじめ・ハラスメントの防止に関する船員の教育に貢献するため、現在、同センターにおいて取り組んでいる

- ・ 日本関係船舶へ配乗される外国人船員向けの教育ビデオ(今春公開予定)の作成
- ・ 当該ビデオ作成にあたり実施されたアンケート調査の分析結果

等を紹介しました。プレゼンテーションの内容に対しては、多くの出席者から高い関心が示されました。

(以上)